

平成 年 月 日

杉並区議会議長 へ

「高円寺地域における新しい学校づくり計画」に関する陳情

陳情代表者

〒

住所

電話

氏名

外 名

陳情の主旨

十分な地域の意見を組み込んで下さい。

理由 (計2ページ)

平成25年11月に「高円寺地域における新しい学校づくり計画」(以下、「計画」とします)が策定され、平成26年3月に「高円寺地域における新しい学校づくり懇談会」(以下、「懇談会」とします)が設置されました

この「計画」は、学校希望制度を前提として平成22年に開催された「高円寺地域の新たな学校づくりに関する意見交換会」で使用された資料にあります。案1・案2(*1)から派生した計画であり、学校希望制度がその使命を終えようとしている現在においては、対象校・対象地域のみならず、周辺校・周辺町会との大規模な意見調整が必要であると、私たちは考えます。

しかしながら懇談会運営要綱(*2)を見ますと、「懇談会」のメンバーには、町会及び自治会の代表者は4名以内の参加しか認められておりません。

対象校の通学区域に含まれるだけでも10以上の町会・自治会が存在しますのに、なぜ4名以内なのでしょう？

また、学区の重なり合う(小学校と中学校との間で学区のねじれが存在する)杉並区立杉並第三小学校や杉並区立高南中学校からも、メンバーが選ばれておりません。

ここで、施設一体型小中一貫校の先行事例である杉並和泉学園(新泉・和泉地区小中一貫教育校)の場合を見ますと、開校まで1年を切った現在も学区が決められない地域が存在しております(*3)。

中には、平成 25 年に永福南小学校から永福小学校へ学区変更となり、その 2 年後の平成 27 年に永福小学校と杉並和泉学園との学区「調整区域」になった区域もあります。

通学区域の再編は平成 33 年度を目途に段階的に行うこととされていますが、その 6 年間の期間中に「調整」できない状況が発生してしまった場合の対策は、準備されているのでしょうか？

西幼稚園に通っていた子どもは西側の小学校へ進学し、東保育園に通っていた子どもは東側の小学校に進学する、こういった流れが出来上がってしまった場合、同じ町会・自治会の子どもたちが別々の小学校に進学することとなってしまいます。その状況から、どの様に「調整」するのでしょうか？

また、そうした状況が発生し得る要因は、私立幼稚園・民間託児所・児童館・公園等、多種存在する筈ですが、その要因のひとつひとつに関して十分な調査を行った上での「調整区域」なののでしょうか？

杉並和泉学園の場合は、設置計画の策定後に現行の学校希望制度の終了が決まったという事情も有るかとは思いますが（*4）が、高円寺地域の「計画」は、学校希望制度の見直しが決めた後に策定されておりますので、この様な混乱が起こりません様に、十分な地域の意見を組み込んだ上で遂行して下さいます様、陳情いたします。

（*1）案 1・案 2 に関しては（特に 5 ページをご覧ください）

http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/education/tekisei/pdf/kouenji/h220628_2.pdf

（*2）懇談会運営要綱に関しては

<http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/education/tekisei/pdf/kouenji/tiiki01/02.pdf>

（*3）杉並和泉学園の通学区域に関しては

http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/education/tekisei/pdf/tougou_izumi/23/01.pdf

（*4）学校希望制と調整区域に関しては

<http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/education/tekisei/pdf/ikkanshinizumi-izumi23kaigi.pdf>

以上、